

令和3年開成町議会9月定例会議 会議録（第2号）

令和3年9月8日（水曜日）

○議事日程

- 令和3年9月8日（水） 午前9時00分開議
- 日程第 1・同意第 2号 教育長の任命について
- 日程第 2・同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3・議案第34号 開成町民活動サポートセンター条例を制定することについて
- 日程第 4・議案第35号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 5・議案第36号 開成町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 6・議案第37号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7・議案第38号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8・議案第39号 開成町保健センター条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9・議案第40号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）
- 日程第10・認定第 1号 決算認定について（一般会計） (説明)
- 日程第11・認定第 2号 決算認定について（国民健康保険特別会計） (説明)
- 日程第12・認定第 3号 決算認定について（介護保険事業特別会計） (説明)
- 日程第13・認定第 4号 決算認定について（給食事業特別会計） (説明)
- 日程第14・認定第 5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計） (説明)
- 日程第15・認定第 6号 決算認定について（水道事業会計） (説明)
- 日程第16・議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (説明)
- 日程第17・認定第 7号 決算認定について（下水道事業会計） (説明)

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	下山千津子	2番	佐々木昇
3番	武井正広	4番	前田せつよ
5番	茅沼隆文	6番	星野洋一
7番	井上三史	8番	山本研一
9番	石田史行	10番	井上慎司
11番	湯川洋治	12番	吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	小宮好徳
企画政策課長	山口哲也	企画財務課長	遠藤直紀
総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹
町民福祉部長	亀井知之	総合窓口課長	土井直美
税務課長	高橋靖恵	町民福祉部参考事	渡邊雅彦
子育て健康課長	田中美津子	兼福祉介護課長	井上新
街づくり推進課長	高橋清一	都市経済部長	井上昇
産業振興課長	熊澤勝己	兼環境上下水道課長	石井直樹
教育委員会事務局参事	遠藤孝一	区画整理担当課長	岩本浩二

○議会事務局

事務局長 田中栄之書

記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年開成町議会9月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 同意第2号 教育長の任命についてを議題とします。

開成町議会の運営に関する基準56により、井上義文さんの退席をお願いいたします。

（井上義文氏退席）

○議長（吉田敏郎）

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

同意第2号 教育長の任命について。

次の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

任命する者の氏名、井上義文。

住所、生年月日は記載のとおりです。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

提案理由。教育長の任期が令和3年9月30日をもって満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。2期目として、引き続き任命したい井上さんは、高潔な人柄はもとより教職員として長年にわたり教科指導や教育指導に携わり、豊富な経験と教育への高い意欲をお持ちです。教職員としての経験に加え、開成幼稚園の園長や、教育委員会教育指導専門員を歴任されるとともに、1期目の任期におかれましては常に暖かいまなざしで子供たちを見守り、子供たちに親しまれる教育長として、また開成幼稚園における3年間教育の開始に尽力をいただくなど、実績の十分あることから教育長に適任と考えますので、再任をお願いするものです。任期は令和6年9月30日までの3年です。参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

この任命に関する意見なんですが、昨年から続くコロナ禍、第5波は災害とも言われています。そして、これまでの教育が大きく変わるGIGAスクール構想の運用開始という状況の中、教育行政は大変な危機管理対応と同時に、ICT教育の推進が必要になっています。

今現在の開成町の教育状況を最も理解されている井上教育長にはぜひ継続していただきたい。コロナ禍における学びの保証、そしてICT教育の着実な推進を行っていっていただきたいと私は思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員、答弁はよろしいんですね。じゃあ意見としてお伺いしておきます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

同意第2号 教育長の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

それでは、井上義文さんの入場をお願いいたします。

（井上義文氏入場）

○議長（吉田敏郎）

井上義文さんに報告いたします。同意第2号 教育長の任命については、賛成全員により、同意されました。ここで井上義文さんから御挨拶をいただきたいと思います。

登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（井上義文）

ただいま御同意をいただきまして、大変ありがとうございます。僭越ですが一言御挨拶申し上げます。

教育課題が山積する中、信頼される教育行政の運営及び幼児・児童・生徒、そして多くの町民の皆様方の学校教育、生涯教育につきまして、微力ではありますが引き続き任に当たらさせていただくことになります。

どうぞ今後とも、御指導、御鞭撻、御支援をよろしくお願ひいたします。ありが

とうございました。

○議長（吉田敏郎）

傍聴人の方にお願いいたします。

拍手等は御遠慮お願ひします。

ありがとうございました。これから御活躍を期待しております。

それでは、次に移ります。

日程第2 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

選任する者の氏名、藤井宏。

住所、生年月日は記載のとおりです。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員のうち1名の任期が令和3年10月12日をもって満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

なお、今回3期目として引き続き選任したい藤井さんは、税理事務に27年にわたり従事されており、税に関する知識経験が大変豊富で、固定資産評価審査委員会委員に適任と考えますので再任をお願いするものです。任期は令和6年10月12日までの3年です。参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第34号 開成町民活動サポートセンター条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。あじさいのまち開成自治基本条例第10条第2項の規定に基づき、町民公益活動を促進するため、開成町民活動サポートセンターを設置したいので、開成町民活動サポートセンター条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

議案を御覧いただきたいと思います。

議案第34号 開成町民活動サポートセンター条例を制定することについて。

開成町民活動サポートセンター条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

まず条例制定の趣旨について御説明申し上げます。開成町民センター2階に開成町民活動サポートセンターを設置するため、御提案させていただくものでございます。

まず御説明の前に、サポートセンターについて御説明いたします。サポートセンターは、町民による自発的・自主的に行われる非営利の活動で、社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与する活動拠点及び活動支援の拠点として設置いたします。サポートセンターでは、ボランティアやNPO法人などの町民公益活動団体等が、その特性を生かし自主的な取組を円滑かつ活発に行えるよう、会議や作業をするための場所を提供したり、情報発信及び情報収集を支援したりすることによって、町民公益活動を支援したいと考えてございます。

それでは条例の内容について御説明させていただきます。次ページを御覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号

開成町民活動サポートセンター条例。

まず第1条でございますが、本条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条第1項はあじさいのまち開成自治基本条例第10条第2項の規定に基づき、町民公益活動を促進するというサポートセンターの設置目的を定めてございます。

第2項は名称と位置を定めてございます。

第3条はサポートセンターが行う業務を定めてございます。第1号では活動の場を提供する旨を定めてございます。場として会議室や打合せのスペースを整備し、

ロッカーや印刷機等の活動に必要な整備をいたします。第2号では情報発信及び情報収集を行う旨を定めてございます。利用団体等が活動を周知したり、講座や補助金等の活動に必要な情報を得られるようにするものです。第3号では交流及び連携を促進する旨を定めてございます。利用団体等を対象とした交流会や情報交換会を開催いたします。第4号ではその他町民公益活動の促進に関し、町長が特に必要と認める業務を行う旨を定めてございます。

第4条はサポートセンターに設置する施設について定めてございます。会議室と交流スペースを整備いたします。

第5条は会議室及び附帯設備、ロッカー、レターケースの利用については、事前に利用登録を要する旨を定めてございます。

第4条第2号の交流スペースにつきましては、事前の利用登録なしで利用することができます。

第6条は利用の承認になります。

第7条は利用の不承認の規定になります。

次ページを御覧いただきたいと思います。

第8条になります。承認の取消しについて規定したものでございます。

第9条は休館日及び開館時間について定めたものでございます。サポートセンターは町民センター内に設置されるため、休館日及び開館時間は町民センターに準じてございます。

第10条になります。使用料について定めてございます。利用登録した団体及び個人のうち、希望する者はロッカーを有料で使用することができるというものです。ロッカーの使用料金は第10条の規定に基づき、別表に定めてございます。

第11条は使用料の不還付について規定してございます。

第12条になります。目的外利用等の禁止についてを定めてございます。

第13条になります。入館の制限等について規定してございます。

第14条になります。原状回復の義務について規定してございます。

次ページになります。

第15条は損害賠償についての規定でございます。

第16条は規則への委任について定めてございます。

附則になりますが、第1項はこの条例の施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日からとする旨を定めてございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の発令等があった場合に対応できるようにしたるものでございます。第2項になります。準備行為について定めてございます。条例施行前に利用団体の登録や会議室の予約等を開始するために定めてございます。

参考資料として、開成町活動サポートセンター条例施行規則（案）を添付させていただいております。この規則にはサポートセンターの利用登録の対象者・登録手続・変更等を規定しています。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

今の条例と規則を見させていただきまして、町民活動サポートセンターは、3階にある図書室改修のときに設置できなかった学習スペースを、このセンター内の交流スペースを活用するというような説明が以前ありましたが、今回この条例の中にはそのことが触れられておりません。これに関してはどう考えられておるんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。

今回町民活動サポートセンター、こちらの条例を上げさせていただいた内容としては、今説明をさせていただいたとおり公益活動を促進するための施設として整備をすることです。以前、町民センターの改修に伴って、学習スペースの部分を交流スペースといいますか、その中に活用ができるのではないかというお話をさせていただいた部分もあろうかと思います。この部分につきましては、サポートセンターの利用で、まず施設は会議室とこちらの第4条にもありますように、会議室と交流スペース、こちらの2つの施設を設けるということとしてございます。

そこで、交流スペースにつきましては、利用登録なしにどなたでも御利用いただける、そういうスペースとして考えてございますので、広くそこは情報の発信であったり、広く町民の方が自由に出入りしていただけるようにオープンスペースにもしてございます。そこに学習のスペースとして御利用いただくということは、これは全然といいますか、ぜひ使っていただいても問題ございませんので、位置づけとしては公益活動の促進ということでの設置になりますが、使っていただくことということは問題ないと考えてございます。そちらのほうをぜひ御利用いただけたらというふうに思っております。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうしますとこの条例規則上はそういうことは表記しないけれども、自由に使えるということで、学習スペースとしても使ってほしいという意味もあり、今後発信等をしっかりと、そういうことをしていくということでいいわけですか。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

お答えします。

またこの条例の話になってしまいますが、ここでの位置づけとしましては、会議室と交流スペースを整備して、そこが目的で、趣旨で整備をするというところでございます。ただ、町民センターの建物の中に一体的に施設建物を有効的に使うという意味では、またこちらがいっぱいであればこちらを使いたいとか、会議室等も含めて何ですが空き状況があれば柔軟にまではちょっとあれなんですが、運用のところでの活用とかということもやっていきますので、趣旨であったりその活用、こういう形で使っていただけるということは、それは広報等は併せて行っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

第5条に関して質問をいたします。昨日私の一般質問の中で、サポートセンターの利用登録のことについての御答弁をいただいている状況にございます。その折、答弁の中では既に30団体が登録するであろうという形の動きがあると。そのことを前提に御質問をさせていただきたいと思います。

まず、会議室及び附帯設備、ロッカー及びレターケースを利用する団体云々と書いてございますが、以前議会に提供された資料を見ますと、とても30団体が利用できる分のロッカーやレターケースという形での、イメージ図ではございましたが図面表示です、その数に到底足りないであろう数字が示されている状況にございました。この辺どのように理解すればよろしいのか質問いたします。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

御質問にお答えします。

全体で現在活動しているだろうという団体、30団体ぐらいはあるのではないかと考えてございます。そこに必要なロッカーですとかレターケースというお話でございますが、ロッカーにつきましてはもともと活動されている団体さんから、活動に必要な道具ですとかそういった物が、置く場所がないというようなところからのお話がございました。会長さんのお宅に置いてあったり、重たい物であったりとか、そういうようなものをどこか置けないかというお話からでございます。

そういうようなことから、全ての団体さんが1団体1つということではないというふうに考えてございます。現在ロッカーの数として考えているのは、その活動の

内容にもよって異なりますので、小さいタイプとそこを2倍の大というサイズ、この2種類で考えておりまして、大が6の小が12と、計18を考えてございます。こちらでその利用の状況も見ながら、もしそれじゃあやはり足りないというようなことがあれば、追加ということも考えていいきたいというふうに思っております。

レターケースにつきましては、情報のやり取りをする物となりますので、紙を入れるような物をイメージしていただければと思います。それは団体分の数が用意できることと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

数が足りない場合は順次それに対応していくと、逆に数が足りないよというぐらいの勢いでこういう団体・個人の登録があって、活発に利用されるということを想像しますと、その辺柔軟な対応をお願いしたいと思います。

もう1点、この第5条の中で、あらかじめサポートセンターの利用登録を行わなければならぬというふうに条例案、出ております。昨日の話の中では、既に先ほど話しました30余の団体の中の10団体ほどは、社会福祉協議会に登録をして社会福祉協議会からいろいろ相談対応を行われているという団体でございます。この10ほどの団体の登録を社協にそのまま残しておくのか、二重登録をするのか、それともしっかりとこちらにサポートセンターができたんだから登録を一元化するのか、その辺の考えを問いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

御質問にお答えします。

現在、社会福祉協議会のほうでボランティア団体の登録をしてその活動をされている団体が十数団体ございます。また個人でもボランティア登録されている方も十数名いらっしゃるということは承知をしてございます。その方々につきましても、これはその後の協働であったりボランティアの活動、こういったものを支援する、また促進していくことからも、社会福祉協議会と連携していくかなければいけないというふうに考えてございます。

登録につきましては、今後一体化をして、一元化をして町のサポートセンターに、町民活動サポートセンターのほうに利用登録していただければ、その情報は社会福祉協議会と共有をして、そちらのほうの、ということで受付、登録は一本化いたします。その上で、例えば講演会ですとか講座、こういったものは町と社協と共同で共催という形を取ったり、それぞれのところで、町のほうとしましてもその登録していただいた方の紹介であったり広報であったり、その情報の発信

という部分はしていきたいというふうに思っております。

また社協のほうからは、引き続き登録をしていただいた団体につきましては、例えば補助制度も今あつたり、福祉会館の利用という部分でも減免という配慮もしておりますので、その部分は引き続きしていただけるというふうに調整をしてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑は。

7番、井上三史議員、どうぞ。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。

使用料、第10条の中の別表も含めてお伺いさせていただきます。別表に載っている使用料というのがロッカーだけになっております。ここから解釈しますと、会議室、交流スペース、レターケースは基本的には無料という理解が、解釈ができるんですけども、それでよろしいんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

お答えします。

会議室、レターケースについては無料で、ロッカーにつきましては有料という扱いとなつてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。

もう1点ほど確認させてください。第10条の第3項に、特別な理由があると認めるときは使用料を減免するというような文言が入っておりますけれども、基本的には公共関係の団体がどうも減免対象になるようですが、ここで書いてある、第3項の特別な理由があると認めるという、この特別な理由というのはどういう場合を想定されているんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

御質問にお答えします。

こちらにつきましては、想定されているものがあれば当然書いたり、ここに示したりというところはあるんですが、例えば国または地方公共団体が利用する場合な

どという部分がございます。あと、その他という部分につきましては、これはちょっと内容、いろいろなケースがあると思うんですが、考えられるという部分であれば例えば災害が起きてだとか、何か本当に必要に応じてそうしなければいけないと、そういう判断が町長に、町長の判断で特に必要と認められる場合があれば、というようなところで、ここは示させていただいているところです。

その辺りは規則をこれから条例と併せて、規則のほうも定めてまいりますがそのところに位置づけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。

柔軟に対応できるような解釈としての第3項なのかなというふうに受け止めさせていただきます。

もう1点ほど最後に確認やら質問やらちょっとさせていただきます。参考資料に載っている施行規則の中の第7条についてでございます。活動実績の報告というのはうたわれておりますけども、この活動実績を求める背景というものは、どういうものがあるんでしょうか。

なぜかと言うと、利用される団体についてはこれが足かせになって、ちょっと利用しにくいなとか、なぜ活動実績を報告しなきゃいけないのよ、というような素朴な質問や疑問が生まれてくるんですけども、この辺のところをもう少し、この第7条、活動実績の報告を文言の中にうたった逐条解釈的なものがありましたら御説明をお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

御質問にお答えします。

活動実績の報告を求ることについてでございますが、もともと利用していただくところで利用申請、これは我々はこういう活動をするこういう団体なんです、こういう活動するんですということを申請時に出していただいております。その申請と、また実際にどのような活動をされていたかというものは、町のほうでも把握をして、そのところから課題であったり、どのようなところがお悩みなのかというところですとか、もっとこういうことができるんじゃないかというような、活動の状況を把握する必要がございます。それは必要な支援をしていくためのものでございますので、これはそういったところの意味合いがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと先ほどの学習スペースの件で、関連で確認させていただきたいんですけれども、以前やっぱり質問したときに会議室の使用も受験シーズン等、考えていきたいというような御答弁をいただいたと思うんですけれども、先ほど課長の答弁ですと、現段階では交流スペースの使用ということで、あとは利用者さんの声をしながらニーズ・要望があればその会議室の使用への対応とかも検討していただけるという理解でよろしいのか、ちょっと確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

お答えをいたします。

交流スペースと会議室、施設として整備ということで、特に交流スペースにつきましてはちょっと同じ話になって恐縮なんですが、学生だけに限らず年配の方であったり、ちょっと調べ物したいというような方にも御対応いただく、また学生の方でも話しながらできるような交流スペースを使うというような意味での学習の使い方もあるということで、Wi-Fi環境も整備してございます。

また、会議室につきましてはオープンスペースではなくて、もともと福祉課があった場所になりますので、しっかりした会議室ということで、もともとは整備をした内容としましては、公益活動団体さん等に落ち着いて打合せ等していただくというふうな環境であるということでございます。

町民センター内にそのような形で整備をするということで、運用面につきましてはこれは建物全体を有効的に利用、効率的・効果的にという部分がございますので、この辺り、ニーズであったり利用状況、こういったものを踏まえて、その会議室を使うということは、これは可能性としては十分、そのような対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第34号　開成町民活動サポートセンター条例を制定することについて、原

案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第35号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の軽減対象の見直し及び軽自動車税の種別割の特例の延長等に関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは議案を朗読させていただきます。

議案第35号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例について御説明をいたします。今回の条例改正は令和3年度税制改正に伴い、地方税法が改正されたことに伴うものでございます。具体的には、軽自動車税の種別割に係る現行のグリーン化特例制度が、対象を重点化した上で一部延長されたことに伴い、条例改正を行います。また併せて、法改正に伴う引用条項の整理も行っております。

それでは条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後でございます。

まず附則第14項、固定資産税の課税標準の特例に係る改正でございます。

第3号から第13号までは、地方税法附則第15条の改正による項の繰上げに対応する改正となります。また、改正前の第14号ですが、法附則第15条第41項

が、法附則第64条に統合されたことから、第14号の規定を削るものでございます。改正前の第14号を削ったことにより、第15号及び第16号を1号ずつ繰り上げます。

次に附則第24項から附則第26項までに規定されている軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、令和2年度分限りについての規定を削除いたします。

次に新設する附則第28項から第30項までについての軽自動車税の種別割のグリーン化特例に関するものでございますが、新設する附則第28項は3輪の軽自動車、4輪以上の自家用の貨物及び営業用の軽自動車のうち、電気自動車等について種別割を75%軽減するもの、次の附則第29項は3輪の軽自動車、4輪以上の営業用の常用の軽自動車のうち、2030年度燃費基準90%を達成しているものについて種別割を50%軽減するもの、続いて附則第30項は3輪の軽自動車、4輪以上の営業用の常用の軽自動車のうち、2030年度燃費基準70%、これを達成しているものについて種別割を25%軽減するものとなっておりまして、それぞれ令和3年度及び4年度に取得したものについて、翌年度に限り軽自動車税の種別割を軽減することを規定しております。

また、この附則第28項から第30項までの新設に伴い、改正前の附則第28項を附則第31項に繰り下ります。

附則でございます。第1項、この条例は公布の日から施行いたします。第2項は種別割に関する経過措置を定めるものでございます。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第35号　開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはないですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5　議案第36号　開成町税条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。督促状を迅速に発付することにより、納付漏れの防止や滞納となった町税等の早期徴収を推進するため、督促手数料を廃止したいので、開成町税条例等の一部を改正する条例を制定することを提案いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは議案を朗読いたします。

議案第36号　開成町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例について御説明をいたします。

今回の改正条例ですが、3つの条例を同一の目的で一括して改正する条例となっております。

期限内に各税及び料を納付いただけない場合、地方税法または地方自治法の規定により、納期限後20日以内に督促状を発付することが義務づけられております。その目的でございますが、債務の履行請求、自主納付の喚起のほか、滞納処分の前提条件ともなっておりまして、期限内に納付義務を果たしている方との公平を図り、税収の確保を達成するためにあるものでございます。

一方で、督促手数料につきましては地方公共団体の条例により徴収することができる任意規定と位置づけられております。開成町では現在住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の6つの税及び料について督促手数料を徴収しております。督促手数料の額は現在100円でございますが、当初の納付書を使用して納付いただいた場合には督促手数料をその後に徴収するための納付書を改めて作成し、送付した上で再度納付していく必要が生じ、再発送にかかる費用等が増加するほか、事務の煩雑化、あるいはお客様に対しても御不便をかけする状況になっております。

この督促手数料に係る県内の市町村の状況についてお話ししさせていただきますと、33市町村のうち、19市5町は既に督促手数料を徴収しておらず、足柄上郡5町、足柄下郡3町及び清川村のみが徴収を行っている状況でございます。このような状況に鑑みまして、督促手数料徴収の効果や事務の効率化を総合的に判断して、督促手数料廃止の御提案をするものでございます。

なお督促手数料が廃止された場合には、滞納者に対する滞納処分の強化や納付相談の充実、またさらなる納付方法の拡大に対する調査研究などを今後も進めてまいりたいと考えてございます。

それでは条例案を御覧ください。

開成町条例第 1 号。

開成町税条例等の一部を改正する条例。

第 1 条は開成町税条例の一部改正でございます。

第 1 条、開成町税条例（昭和 50 年開成町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 9 条の督促手数料について規定されている条文を削除するものでございます。

第 2 条は開成町介護保険条例の一部改正となります。

第 2 条、開成町介護保険条例（平成 12 年開成町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 9 条につきまして同様の理由から削除いたすものでございます。

第 3 条は開成町後期高齢者医療に関する条例の一部改正となります。

第 3 条、開成町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 5 条について同様の理由から削除いたすものでございます。

附則でございます。第 1 項、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行いたします。第 2 項は経過措置で、施行日前に納期限が到来した町税または保険料に関し、発する督促状にかかる督促手数料につきましては、従前の例による旨を定めるものでございます。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4 番、前田議員。

○4 番（前田せつよ）

4 番、前田せつよでございます。

ただいま部長のほうから、今回の提案理由について、督促手数料の廃止の県内の状況も御説明をいただきました。督促手数料を廃止している市区町村が多いというような状況も認知したところでございます。具体に、その話の最後に、部長のほうから事務の効率化を図ると、そういうことも勘案してのこの督促手数料を廃止したいというお話をございました。

そこで具体的な話でございますが、従前督促手数料において、本町において手数料収入が約 30 万ほど入っているかと思いますが、その数字的なものです、年間手数

料収入がこのくらいあって、それに関わる、先ほどお話がありました事務に関わる労務時間、云々も勘案した数字的なベースで、具体にどのような状況に今後なるのか、その辺のことを御質問いたします。

○議長（吉田敏郎）

税務課長。

○税務課長（高橋靖恵）

ただいまの前田議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに督促手数料収入というものが30万9,600円ほど、令和2年度の決算額ではあります。それに対する事務費用といたしましては、令和2年度の労務費とか物品費、そういったのも含めまして約90万円ほどになっております。

督促手数料に関する再発行の納付書の発行、あとは確定してしまって督促手数料が、調定が電算上反映されてしまったものに対して、督促手数料はやっぱり督促状発送前に納付されたんだということは後に分かって、その調定を削除する作業、そういう労務費も含めまして、おおよそ年間12日ぐらいの時間が削減されるというところと、あと経費につきましては5万円ほどの削減がされる見込みが立っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑がございますか。ございませんか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

徴税にかかる督促手数料の廃止ということで、事務費用とかいろいろと考えると、これはいいことだなと理解しますけれど、督促状を発送しないことによって、滞納者がそのまま滞納したままになってしまうということはないようにしていただきたいと思うのですが、従前から滞納の関係の不納欠損とか、収入未済額が令和2年度は若干減ってきたような傾向にあるというふうに見てますけれど、相変わらずまだかなり多いので、この辺の活動をしっかりとやっていただきたいと思うのですが、1つお聞きしたかったのが、この徴税員のことで前にもお聞きしたと思うんですが、役場の職員が徴税活動をしていると思うんですが、町内在住の方だけではないと思うんですが、町内在住の徴収員と町外の徴収員と何人ずついるのか教えてください。

○議長（吉田敏郎）

税務課長。

○税務課長（高橋靖恵）

ただいまの茅沼議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点、こちらの御説明不足だったかなと思うところがあるんですが、督促状

の発付については今までどおり発付をさせていただきます。こちらにつきましては滞納処分の前提条件になっていまして、法令上の義務行為となっているので、督促状については20日以内に発付をさせていただきます。

ただ、督促手数料につきましては地方公共団体の条例によって、徴収することができるという任意規定になっていますので、そこを今回この条例案によって改正をしていただければというところになっております。

徴収員の町外・町内という人数ですが、徴収に関わっている税務課の職員につきましては、職員の数が4名、専門員が1名、あとは会計年度任用職員が1名いられるんですが、全員町外の在住となっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

私のほうも理解不足で失礼いたしました。そうですか、じゃあ督促状は発送する、手数料は取らないということですね。理解しました、ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第36号　開成町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れないですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6　議案第37号　開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。保育所等の事業者が作成、保存等を行う書面等について、電磁的方法による対応を可能とするため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは議案を朗読いたします。

議案第37号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例について御説明をさせていただきます。

本年の8月2日でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布をされております。

この内容ですが、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度におきまして、保育所等の事業者等が作成・保存を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によるものが規定または想定されているものについて、電磁的な方法による対応も可能である旨の包括的な規定を内閣府令に追加するなどの改正が行われたものでございます。

開成町におきましては、基準内閣府令の規定に準じて、条例を定めているところでございます。今回改正された条項につきましては、参酌すべき基準となってございますが、特に町として独自基準を設ける状況にはないことから、この内閣府令に準じて改正を行いたいと考えてございます。

それでは条例案を御覧ください。

開成町条例第 号

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後でございます。

まず目次に第4章、雑則を置きまして、電磁的記録等についてはここに改めて規定いたします。改正前の第5条の2から第5条の6は内容、手続の説明及び同意について、電磁的方法で提供できるということを規定したものですが、これは削除をいたします。

次に第38条の2は準用規定でありますので、削除いたします。

次の第42条は文言整理でございます。

次に第4章雑則として第53条から第53条の6までの条項を新設し、電磁的記録等として、記録や提供の方法について規定しているものでございます。

最後に附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決に移ります。

議案第37号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れないでね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第38号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。家庭的保育事業者等が記録、作成等を行う書面について、電磁的方法による対応を可能とするため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは議案を朗読させていただきます。

議案第38号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決

を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例について御説明いたします。

先ほどと同様の内容になりますが、本年の7月1日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する、こちら厚生労働省令でございますが、これが公布されました。内容は先ほどの議案第37号と同様、家庭的保育事業者の作成する書面について、電磁的記録による方法を認めるものでございます。

開成町においては基準省令の規定に準じて条例を定めていることから、こちらもこれに準じて改正を行いたいと考えているものでございます。

それでは条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただいて、右が改正前、左が改正後となります。

目次に第6章、雑則を置き、電磁的記録についてここに改めて規定をいたします。

次に第50条として、書面に変わり電磁的記録により行うことができる旨を規定いたしているものでございます。

附則となります。この条例は公布の日から施行いたします。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決に移ります。

議案第38号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第39号 開成町保健センター条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成町保健センターの利用促進するため、使用料を無料としたいので、開成町保健センター条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは議案を朗読いたします。

議案第39号 開成町保健センター条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町保健センター条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例について御説明をいたします。

市町村の保健センターでございますが、これは地域保健法の第18条におきまして、市町村は市町村保健センターを設置することができる、また市町村保健センターは住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とすると規定されております。

これに基づきまして、現在の開成町保健センター条例では、第3条において健康に関する相談、指導及び援助から、公衆衛生の啓発に関することまで5項目の事業を列挙し、これを行うこととしており、これに沿った活動を行う団体等が使用する場合には使用料を無料とし、これ以外の使用については使用料を徴収しているところでございます。

今般、町民センターと保健センターの改修が行われておりますが、この改修を契機として保健センター本来の役割に沿った利用の促進を図り、そのための利用の範囲等について規定をし、その目的に沿った団体等の使用については使用料を無料にする改正を行いたく、御提案をするものでございます。

それでは条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町保健センター条例の一部を改正する条例。

開成町保健センター条例（昭和61年開成町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正する。

表を御覧ください。第4条の使用料の規定でございますが、これを利用の範囲等とし、町長は、保健センターを町民の自主的な健康づくりの場として、健康づくり活動を行う団体等の利用に供することができる旨を明確化させていただきました。第2項では、前項の規定により保健センターを利用しようとする団体等は、町長の承認を受けなければならない旨、規定をしております。第3項は、この場合の使用料は無料とさせていただくものでございます。

なお、欄外ですが別表として保健センター各室の使用料の金額及び受付期間を規定しておりましたが、これを削除させていただきます。

附則となります。この条例は、令和3年10月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第39号 開成町保健センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。

再開を10時25分とします。

午前10時12分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時25分

○議長（吉田敏郎）

日程第9 議案第40号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和3年度文命中学校大規模改修工事の工事請負変更契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは議案を朗読いたします。

議案第40号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）。

令和3年度文命中学校大規模改修工事について次のとおり請負変更契約を締結する。

1 契約の目的、令和3年度文命中学校大規模改修工事。

2 契約金額、一金1億6,009万1,591円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,455万3,781円。

3 契約の相手方、神奈川県厚木市妻田北1丁目12番6号、山王建設株式会社代表取締役高橋学。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

2枚目をおめくりください。

令和3年度文命中学校大規模改修工事の変更内容について御説明をいたします。

1 事業内容（当初契約）につきましては、本年6月の随時会議にて御説明したとおり、

事業名、令和3年度文命中学校大規模改修工事。

契約工期、令和3年6月30日から令和4年1月31日まで。

工事場所、開成町吉田島1805番地、文命中学校となります。

工事の概要といたしましては、外壁改修工事と防水改修工事を実施しているところでございます。

なお、現在の工事の進捗状況につきましてですが、校舎全体の足場の設置が完了いたしまして、外壁の洗浄作業を進めるとともに、シーリングの打ち替え作業にも入っております。また、今月中旬には屋上防水工事に備えまして、太陽光パネルの撤去を行う予定となっております。

おおむね計画した工程どおりに工事が順調に進んでいる状況でございます。

2 変更理由、外壁アスベスト除去工事にかかる変更契約、2,050万2,000円。一般教室棟外壁の北面及び南面に含まれているアスベスト除去にかかる工事を行うため、変更をお願いするものでございます。

変更に係ります工事内容につきまして御説明を差し上げます。本年7月21日に再度アスベストの含有建材分析調査を実施いたしましたところ、外壁の下地部分に

アスベストが確認をされております。外壁の洗浄作業が終了しました箇所から順次クラックの状態などの調査を行いまして、クラック溝が0.5ミリメートル以上の箇所、このアスベストを除去いたします。また、0.5ミリメートル未満の箇所につきましては、洗浄後塗材を塗り直す対応を進めていきたいというふうに考えてございます。

アスベスト除去の工法につきましては、超音波を用いました特殊な機器で、下地ごと削り取る、超音波ケレン工法による作業として、外壁及び軒部分を合わせまして、0.5ミリメートル以上のクラック除去を最大延長731メーター、欠損部等の除去を最大183か所見込んでいるところでございます。

3の事業費についてでございます。変更前契約金額、1億3,959万円、変更後契約金額、1億6,009万1,591円、増減額2,050万1,591円となります。

なお、低入札等によります執行残と相殺した工事費を、令和3年度第3号補正予算に計上しております旨、申し添えたいと思います。

御説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今、工事の工程は順調だと、予定どおりだという話があったんですが、今後これがアスベストということで今回増額するわけですけども、生徒が生活する中で今後この作業が續いていくということですから、とにかく安全第一にやっていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

○3番（武井正広）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第40号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決いたしました。

日程第10 認定第1号 決算認定について（一般会計）から、日程第17 認定第7号 決算認定について（下水道事業会計）、及び日程第16 議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、の計8題を開成町議会会議規則第36条の規定に基づき、一括議題とします。

初めに、令和2年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

令和2年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告。

決算書213ページを御覧ください。

令和2年度各会計歳入歳出決算を議会の認定に付すに当たり、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、この会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況を報告します。

令和3年9月7日、開成町長、府川裕一。

令和2年度一般会計の決算は、歳入総額が88億9,898万3,000円、歳出総額が83億5,905万6,000円となり、歳入歳出差引額は、5億3,92万7,000円で、翌年度への繰越財源額6,891万9,000円を差し引いた実質収支は、4億7,100万8,000円の黒字となりました。

前年度との比較では、歳入総額は4億4,767万4,000円の増、歳出総額は4億224万6,000円の増となっています。

なお、令和2年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支に、財政調整基金の積立額や取崩し額などを差し引きした実質単年度収支は、9,912万6,000円の黒字となりました。

主な歳入項目では、町民税が12億9,104万円、前年度比14.7%の減で、個人町民税は人口増等により増収となりましたが、法人町民税の減収により、総じて減収となりました。固定資産税は14億6,076万2,000円、前年度比0.5%の増で、土地は地価の下落や住宅用地特例の適用により減収となりましたが、家屋はみなみ地区等での住宅建設に伴い増収となり、総じて増収となりました。町税全体では29億793万4,000円、前年度比6.8%の減となりました。

その他の歳入項目では、法人事業税交付金が創設され、4,026万円が交付されました。

地方消費税交付金は、主に地方消費税率の改正により、3億5,444万円、前年度比21.5%の増となりました。

地方特例交付金は、主に幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金が廃止されたことにより、2,910万4,000円、前年度比55.8%の減とな

りました。

地方交付税は、主に平成28年度の法人町民税急増に伴う精算額の縮小など、基準財政収入額が減となったことにより、2億8,345万5,000円、前年度比23.6%の増となりました。

分担金及び負担金は、主に幼児教育無償化に伴い保護者負担金が減となったことにより、5,716万円、前年度比44.5%の減となりました。

国庫支出金は、主に新型コロナウイルス感染症による経済的影響に対する緊急対策として特別定額給付金を給付したことにより、28億5,500万5,000円、前年度比で大幅な増となりました。

寄附金は、みなみ地区に係る寄附金等により、4億3,233万3,000円、前年度比24.9%の増となりました。

繰入金、諸収入及び町債については、主に令和元年度は庁舎建設を実施していたため、それぞれ額が大きかったことから、令和2年度は減額となりました。

歳出項目の主な増減内容を見ると、物件費は12億3,698万3,000円、前年度比20.9%の増で、GIGAスクール構想に伴う情報機器を購入したことが主な要因です。

補助費等は、27億7,571万6,000円、前年度比で大幅な増で、前述のとおり特別定額給付金の給付が主な要因です。

普通建設事業費は8億5,032万1,000円、前年度比69.0%の減で、令和元年度は新庁舎建設工事を実施したこと等から減となりました。

以上のように令和2年度は、新庁舎での業務開始という新たなスタートを切ることができましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、生活が一変し、予定していた各種事業を中止・延期せざるを得ない事態となりました。そのような中でも、国の補助金等を活用し、町民の生活や命を守るための対策を講じるとともに、財政調整基金への積立による将来への備えも着実に行いました。

特別会計では、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計、給食事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の4つの会計の歳入決算総額は、31億3,06万5,000円、歳出決算総額は30億938万7,000円となりました。

個別の歳出決算では、国民健康保険特別会計が15億427万5,000円となり、前年度比4.1%の減で、これは、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えにより保険給付費が減ったことなどによるものです。

介護保険事業特別会計は、11億8,999万8,000円となり、前年度比2.1%の増で、要支援・要介護認定者数の増によるものです。

後期高齢者医療事業特別会計は、2億2,999万円となり、前年度比9.2%の増で、被保険者数の増に伴う広域連合への納付金の増などによるものです。

一般会計にこれらの特別会計と企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計を加えた決算額の合計は、歳入決算総額130億7,430万5,000円で、前年度比4億7,774万9,000円、3.8%の増、歳出決算総額は126億7,

793万円で、前年度比4億741万2,000円、3.3%の増となりました。

なお、一般会計における主要な財政運営指標では、経常収支比率が91.7%と前年度より2.0ポイント上がりました。健全化判断比率関連の指標では、実質公債費比率は0.1ポイント下がって6.0%、将来負担比率は2.8ポイント下がって57.1%となり、引き続き健全な財政状況が維持されています。

それでは、第五次開成町総合計画の8つの政策に沿って、令和2年度決算の概要を報告いたします。

町民主体の自治と協働を進めるまち。町民が主役のまちづくりを進めるため、町民、事業者、団体などの多様な担い手との協働を意識した事業を展開いたしました。地域コミュニティの中心となる自治会には、交付金や自治宝くじコミュニティ助成事業を活用した備品整備などの支援を引き続き実施するとともに、転入者に対して自治会の必要性や活動内容を説明するなど加入促進にも努めました。また、自治会運営の課題の1つである役員の成り手不足等への対応として、職員によるプロジェクトを立ち上げ、検討した結果、自治会長の充て職や各種委員の推薦の在り方、町からの依頼事項などを見直し、自治会役員の負担軽減を図りました。

コミュニティ施設の管理では、男女共用となっていた金井島公民館及び上島公民館のトイレの分離工事を実施いたしました。町民センター内に町民活動サポートセンターやキッズライブラリーを設置するため、改修工事に向けた調査及び設計を行いました。

広報紙の制作事業では、興味を持ってページをめくっていただくため、特に表紙や紙面の写真にこだわり、内容については、町民に寄り添った、町民目線での編集を意識し、その成果として、広報かいせい11月号が「神奈川県広報コンクール」の「広報紙・町村部」で優秀賞に入賞いたしました。

未来を担う子どもたちを育むまち。次代の社会を担う子供たちを安心して生み育てられる環境づくりとして、母子健康包括支援センター「ひだまり」を中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取組をいたしました。

妊娠期における母子への支援を強化するため、妊婦健康診査に対する助成総額を6万1,000円から8万円に引上げをいたしました。

出産後は心身の不調を来しやすく、産後うつの予防等を図るため、仲間づくりや外出機会の創出など、母子で集える場所を提供するデイサービス型の「ひだまりサロン」を開催し、育児不安の軽減や孤独感の解消を図りました。対象を「出産後3か月まで」から「1年未満」の母子に拡大し、産後も安心して子育てができる体制の強化を図りました。

開成町駅前子育て支援センターでは、新たに専任の相談員を配置し、利用者支援事業を開始しました。一人一人の子供が健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子供とその保護者や妊娠をしている方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行いました。

小・中学校では、国のG I G Aスクール構想の推進に伴い、1人1台の学習用PCと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、情報化社会にふさわしい学習の展開に向けた準備を進めました。また、幼稚園では生活支援者や養護教諭を配置し、細やかな幼児教育を行うとともに、中学校においては学校大規模改修に向けた設計業務を実施しました。

健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち。健康寿命の延伸のため、「筋力をつけよう」・「朝食を食べよう」の2つをスローガンに掲げ、全ての町民の健康意識の向上と健康的な生活習慣の実践を図りました。「筋力をつけよう」では運動の習慣づけや健康の自己管理意識の向上のため、コロナ禍において、自宅でも運動ができるよう、運動動画の配信、運動メニューのリーフレットの配布を行いました。「朝食を食べよう」では、忙しい朝でも早く簡単に作れる「自慢の朝ごはんレシピ」を広報紙の連載で紹介いたしました。

地震等災害時の福祉の拠点施設である、開成町福祉会館の多目的ホールの天井耐震改修工事を実施し、災害発生時に備えて安全性の向上を図りました。福祉コミュニティバスのうち1台が更新の時期を迎えたため、車いす対応の車両に更新しました。

町内スポーツ団体及び町内在住のトップアスリートの活動支援を行うとともに、令和2年4月から、県から移管を受けた酒匂川サイクリングコースを含む社会体育施設を安全に安心して利用できるよう維持管理を行いました。

安全で安心して暮らせるまち。切迫性が指摘されている地震や近年多発する風水害などの災害に対し、共助・公助による防災体制の強化を図りました。共助については、自治総合センターCommunity事業助成金を活用し、パソコン等にも使用することのできる良質な電気を供給する、インバータ式発電機を各自主防災会に1台配備いたしました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、防災講座など多くの事業が中止となっていましたが、災害時に地域内で指揮を執れる人材の育成を目的とした地域防災リーダー養成講座を開催し、新たに2名を地域防災リーダーとして認定いたしました。

公助については、防災行政無線デジタル化整備工事が完了し、防災行政無線の放送内容を町ホームページやTVKデータ放送などでも即時に確認できるようになり、防災行政無線と各システムとの連携により、災害情報等の発信手段の多重化、迅速化を図りました。

消防団では、団員全員分の活動服を一括更新をし、装備の充実を図りました。

また、風水害対策として、洪水ハザードマップのさらなる普及や町民の洪水に対する防災意識を高めることを目的に、設置場所における浸水深を表示した「まるごとまちごとハザードマップ」を町内230か所に設置いたしました。

減災対策では、震災時の通電火災に有効とされる「感震ブレーカー」の普及促進を図り、令和2年度はポスティングによる広報活動を行うなど、自治会との協働に

よる面的整備を進めた結果、平成29年度から4年間で町内全体に39.1%、自治会加入世帯別で50.4%の普及となり、自治会加入世帯別の普及率では県内第1位となりました。

自然が豊かで環境に配慮するまち。ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等に対する国や県等の補助の上乗せ支援や既存住宅の省エネルギー化等を図るための支援をしました。

令和2年度は、ゼッヂプラス（ZEH+）で電気自動車との連携要件を満たす場合や、県の0円ソーラー事業等を活用する場合の補助を手厚くしました。地球環境への負荷の縮減及び災害時における非常用電源としての活用を目的として、公用車の更新に当たり電気自動車を1台購入しました。

インクカートリッジ・トナーカートリッジの再資源化に関する協定を国内事業者と結び、使用後のカートリッジの再資源化に取組をいたしました。

ごみの減量や資源化、ダイオキシン類の発生を抑制するため、足柄上地区1市5町によるごみ処理の広域化に向け検討を進めました。

都市の機能と景観が調和するまち。良好な市街地の形成及びインフラの整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進しました。個別訪問などを実施し、地権者との合意形成を図り、事業認可に向けた取組を進めました。

開成駅の急行停車に伴う利用状況の変化や今後の駅前通り線周辺地区土地区画整理事業等による駅周辺の変化を見据え、西口駅前広場の再整備に向けた調査を実施しました。

道路については、路面性状調査の結果等により策定した「町道舗装維持整備計画」に基づき、順次道路補修を実施いたしました。

水路については、大雨等により増水した水を適切に流し災害を未然に防ぐため、下延沢水路の整備を実施しました。

上水道については、地震対策として榎下浄水場配水池耐震補強工事を実施するとともに、昨年度からの継続事業である中央監視装置の更新工事が完了いたしました。

下水道については、将来にわたってサービスを安定的に供給していくことを目的として、経営戦略を策定いたしました。また、施設整備については、整備計画であるアクションプランに基づき、未整備区域の整備を進めました。

個性豊かな産業と文化を育成するまち。個性豊かな町の産業を育成するため、農業では担い手同士が情報交換をするための仕組みづくりを通じて農業者の経営をバックアップするとともに、安心して農地を貸し借りできる仕組みとして、農地中間管理事業のさらなる普及に取り組み、優良農地の最適な活用を促しました。

さらに、農業振興補助金を創設し、高付加価値農業に向けた酒造好適米栽培に対する奨励などを行いました。

商工業の活性化については、引き続き小口資金融資や創業者利子補給などの中小企業への支援を行いました。

北部地域の交流・観光の拠点であるあしがり郷瀬戸屋敷では、新たに整備した交流拠点施設が9月にオープンし、地場産の野菜等の販売や加工所での食品加工など、開成町の農業の魅力を発信いたしました。

効率的な自治体経営を進めるまち。昨年5月から新庁舎での業務を開始いたしました。併せて組織機構についても見直し、総合計画の着実な推進を図るとともに、現下の社会状況へ対応するための体制を整備しました。最も大きな特徴は、1階に町民が利用する機会の多い窓口を集中して配置するとともに、コンシェルジュ機能を持たせた総合窓口課を設置し、窓口のワンストップ化を図ることで、より利用しやすい庁舎を実現いたしました。

働き方や仕事の進め方においては、タブレット端末を導入し、ペーパーレス会議を推進するとともに、物品管理や公用車管理等の庶務事務の一元化を図り、業務の効率化を図りました。

以上、令和2年度に実施した主な事業を報告いたしました。

冒頭にも申し上げましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの日常が一変し、国の緊急事態宣言による外出自粛要請、園・学校の休業、各種事業・イベントの中止・延期など未曾有の事態となりました。

地域経済においても、飲食店をはじめ様々な業種に影響が及びましたが、国新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、中小企業等支援給付金、妊婦や新生児・ひとり親家庭等への支援、高齢者・乳幼児へのインフルエンザの予防接種費用の補助、上下水道基本料金の免除、マスクの頒布、学校の教育活動継続に向けた環境整備などの対策を講じてきました。

こうした中、切り札であるワクチンの接種については、高齢者には5月から実施し、高齢者以外の方につきましても引き続き着実に進めてまいります。

これまで進めてきた計画的な基盤整備、子育て支援、ブランディング等の事業により、開成町に魅力を感じ「住んでみたい」と選んでいただいた結果、先日公表された令和2年度国勢調査速報値において、開成町は前回調査に引き続き、人口増加率が県内市町村で第1位となりました。

引き続き子育て支援、健康寿命の延伸、協働推進など「住んでみたい・住み続けたい」まちづくりに向けた政策にしっかりと取り組んでまいります。

町議会の皆様には、今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、一般会計、特別会計並びに財政状況に関する資料を添付いたしましたのでこれらをもって予算執行状況の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

お疲れさまでした。

本日はここまでといたします。明日は一般会計から順次細部説明を行います。

本日はこれにて散会をします。

大変お疲れさまでした。

午前 10 時 59 分 散会